

第19回 抗議デモ

「安全に暮らせる街をかえせ！」 190名がシュプレヒコール

11月10日(土)、前夜の雨も上がり晴天に恵まれた中、近隣区長、都議会議員、区議会議員、川口市、近隣地域、地元住民の方々等、約190名が参加して、「第19回抗議デモと集会」を行いました。
「安全に暮らせる街をかえせ！」等シュプレヒコールを繰り返しながら、集会会場の入谷中学校まで行進しました。途中、アレフの施設の前で抗議文を読み上げましたが、アレフ側からの反応は全くなく、抗議文はポストへの投函となりました。今回も竹の塚警察の警備の下、無事にデモを終了する事が出来ました。



赤い幟を手に持ち、シュプレヒコールをしながらデモ行進する大勢の参加者たち

抗議文

我々は、足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会である。この建物に住むアレフの諸君、よく聞いてほしい。
1984年2月「オウム神仙の会」を設立し、5年後には信徒を殺し、坂本弁護士一家殺害事件を起こした。93年に旧上九一色村で化学兵器製造工場建設を開始。94年には8人死亡・約600人が負傷した松本サリン事件、VX使用殺人等を実行。95年公証役場事務長監禁致死事件。ついには3月20日朝の通勤電車内で13人死亡、6,000人以上の重軽傷者を出し、世界をも震撼させた無差別テロ、地下鉄サリン事件を実行した。その後も新宿駅青酸ガス事件、都庁爆破物郵送事件など、テロ行為を続けたのがオウム真理教である。
95年5月16日、麻原彰晃こと松本智津夫が逮捕された。オウム裁判終結に伴い、13人の死刑が今年7月に執行された。事件はデマであると主張していた嘘は完膚なく破綻したのだ。
教団名を隠して一般人に接触して洗脳し、新たな信者を獲得する行為はやめるべきだ。苦痛のなか経過とともに高齢化が進む犯罪被害者への賠償を滞らせている実態には、反省も改心も見られない。即刻解散して責務を果たすことが社会正義を貫くことである。
最後に、オウム真理教が土崩瓦解したこの機会に、松本智津夫そして後継団体アレフと決別し、各人の幸せを求め人間としての生活をやり直して欲しい。
我々は、あなたの方の見張りを続ける。今後もし札幌東白石地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会を始め、全国の同志と力を合わせ、抗議活動を強力に推し進め、あなたの方の団体が解散するまで断固戦い抜く。

平成30年11月10日

足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会

講演会に参加して 過料処分取消請求事件

足立区条例に基づく過料処分の裁判について
平成22年3月反社会的
団体オウム(アレフ)が
提訴したのがこの事件で
足立区入谷に施設を構え
す。
第一次では足立区が
たことで、地域住民はも
とより、近隣の方々は恐
「取訴」。条例を改正し、
不安を持つ住民の活動が
怖と不安でいっぱいにな
結果、同様に提訴された
りました。
第二次の裁判は、2年か
き、アレフに対して、ど
かして本年勝つことがで
きました。
第二次の裁判でアレフ
え、住民を守るための条
例の正当性が認められる
力となったこと、私はひ
さび、7.7.15になったと裁
判の弁護士としてアレフ
からも抗議活動に頑張っ
て行きたいと思えます。

のを聞いて驚きました。
講演した弁護士先生
が最後に言われた事は、
「争点に対する裁判所
の考え、裁判官も神様では
ない。今後不安や恐怖
があれば、見える化して
いく必要がある。恐怖や
不安を持つ住民の活動が
アレフ撤退につながる一
番の力の源だ。」でした。
私たちの活動がアレフ
に対する住民の不安や脅
威の実態を裁判官に訴
え、住民を守るための条
例の正当性が認められる
力となったこと、私はひ
さび、7.7.15になったと裁
判の弁護士としてアレフ
からも抗議活動に頑張っ
て行きたいと思えます。

協議会活動と裁判を振り返って

2010年3月下旬、アレフが足立の入谷の土地・建物を近接の価格で取得した事に、恐怖を覚えた事、昨日の事のように思われます。

協議会立ち上げに当たっては、既に01年世田谷の鳥山で活動しておられた「鳥山地域オウム真理教対策住民協議会」に、何度か赴いてデモ・集会、学習会を見学し勉強させて頂きました。

10年6月には、近隣住民の皆様方約700名が参加した「足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会」を立ち上げる事ができ、その後第1回目のデモ・集会、講演会など、抗議活動をスタートさせました。

③第一次過料処分取消請求事件
 ▽17年12月25日 第一審(東京地裁) 勝訴(4回の口頭弁論)
 ▽18年1月9日 アレフ判決を不服として控訴
 ▽7月18日 第二審(東京高裁) 勝訴(口頭弁論1回)
 ▽8月2日 アレフ期限までに上告せず、高裁控訴審判決が確定

④第二次過料処分取消請求事件
 ▽11年4月5日 アレフが東京地裁に提訴
 ▽12年12月6日 第一審(東京地裁) 勝訴(口頭弁論7回)
 ▽12月20日 アレフが判決を不服として控訴
 ▽13年10月31日 第二審(東京高裁) 敗訴(口頭弁論2回)
 ▽11月12日 足立区が判決を不服として上告
 ▽14年5月9日 上告棄却(最高裁) 足立区敗訴の判決確定

⑤第三次過料処分取消請求事件
 ▽11年4月5日 アレフが東京地裁に提訴
 ▽12年12月6日 第一審(東京地裁) 勝訴(口頭弁論7回)
 ▽12月20日 アレフが判決を不服として控訴
 ▽13年10月31日 第二審(東京高裁) 敗訴(口頭弁論2回)
 ▽11月12日 足立区が判決を不服として上告
 ▽14年5月9日 上告棄却(最高裁) 足立区敗訴の判決確定

⑥第四次過料処分取消請求事件
 ▽11年4月5日 アレフが東京地裁に提訴
 ▽12年12月6日 第一審(東京地裁) 勝訴(口頭弁論7回)
 ▽12月20日 アレフが判決を不服として控訴
 ▽13年10月31日 第二審(東京高裁) 敗訴(口頭弁論2回)
 ▽11月12日 足立区が判決を不服として上告
 ▽14年5月9日 上告棄却(最高裁) 足立区敗訴の判決確定

智津夫ほか幹部計7名に、関連事件確定死刑囚幹部死刑が執行された。6名に死刑が執行された。18年7月26日、オウムた。

新調のパネルに写真・年表展示 あだち区民まつりに参加

10月6日土曜日、荒川河川敷での「あだち区民まつり」に、今年も広報活動と募金活動を8名の参加で行いました。当日は10月というのに30度近くの猛暑で、真っ赤に日焼けしながらの活動でした。

例年ならば土曜日・日曜日の2日間開催されるのですが、台風25号による強風が予想されるため、1日だけの開催となりました。新調した真っ白なパネルに写真や年表などを展示しました。今年も区長をはじめ国会、都議会、区議会の議員の皆様、都民、区民の皆さま方に労いや励ましの言葉を頂きました。



多くの方がテントを訪れる

協議会活動報告

- 7月13日 オウム真理教対策協議会連盟総会に参加
- 7月18日 「第二次過料処分取消訴訟」第二審高裁判決勝訴
- 7月20日 入谷自治会盆踊り。募金活動
- 7月22日 第17号 協議会ニュース発行。発送
- 8月3日 舎人自治会盆踊り。募金活動
- 8月4・5日 入谷町会盆踊り。募金活動
- 9月2日 鯉井様夕涼み会。募金活動
- 9月15日 古千谷氷川神社祭礼。募金活動
- 9月15日 舎人氷川神社祭礼。募金活動
- 9月17日 入谷町会敬老会に出席
- 10月6日 あだち区民まつり。広報活動、募金活動
- 11月10日 第19回抗議デモ及び集会 190名参加

役員会は毎月第2金曜日、実行委員会は1月・8月を除き毎月第3金曜日に行っております。(平成30年6月1日～11月30日まで)

募金・協賛金

6月14日	川口市朝日5丁目町会 様	5,000円
	川口市朝日6丁目南町会 様	5,000円
	川口市朝日6丁目北町会 様	5,000円
	川口市末広3丁目町会 様	5,000円
	川口市弥平2丁目町会 様	5,000円
	川口市弥平3丁目町会 様	5,000円
	川口市弥平4丁目町会 様	5,000円
7月11日	川口市八幡木自治会 様	10,000円
7月20日	入谷自治会盆踊り大会 募金	22,613円
7月25日	アイキ工業 様	10,000円
7月31日	匿名	20,000円
8月3日	舎人自治会盆踊り大会 募金	23,580円
8月4・5日	入谷町会盆踊り大会 募金	135,214円
8月5日	喜さく 様	10,000円
9月2日	鯉井様夕涼み会 募金	9,200円
9月15日	古千谷氷川神社祭礼 募金	19,220円
9月15日	舎人氷川神社祭礼 募金	23,112円
9月17日	入谷町会助成金	150,000円
10月6日	あだち区民まつり 募金	5,810円
11月10日	第19回抗議デモ及び集会募金	18,400円
11月10日	喜さく 様	10,000円
11月16日	小川桃代 様	10,000円
11月16日	足立区保護司会西新井第四分団 有志一同 様	38,500円

【平成30年6月1日～11月30日まで】

皆様のご協力、ご支援ありがとうございました。

古千谷氷川神社での募金活動

入谷町会の盆踊り大会で募金活動



各所で募金活動実施
ご協力ありがとうございました

募金・協賛金のお願い

協議会の活動は、募金・協賛金で運営されております。安心・安全な町を取り戻すために、是非皆様のご支援・ご協力をお願いします。

足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会
 東京都足立区舎人1-3-26 電話080-2378-3537